

- ターに対して実施する形であれば可能かもしれない。
- ・この方法は、現在は実施していないが委託した場合に委託先の質を管理することの参考になる。
 - ・(中心となって準備した人以外からの意見) 中心になった人は、自治体上層部に実施することに対する根回しを行うことは結構時間もかかり、大変そうだった。自治体は、やる必要性の根拠(制度・法等)がある。

D. 考察

第三者評価制度普及の観点から調査Iの結果も踏まえて考察する。

双方の自治体から今後も評価を継続したいという意見が聞かれたことから、支援的な第三者評価は自治体に受け入れられることが明らかになった。

しかしながら、これを広く普及させる上での課題も語られた。これらを整理すると、①被評価者側の準備 ②評価者 ③第三種評価の実施体制に整理された。以下、それぞれについて述べる。

① 被評価者の準備

今回の2自治体の被評価者は、過去のモデル事業の経験、あるいは内部監査研修の経験から、今回の第三者評価のイメージが一定程度ついている対象であったため、事前準備に研究者が多くの支援を必要としなかった。しかしこのイメージがまったくない対象であれば、おそらく評価に対する不安

も高くなり、事前調整により多くの時間を要することが考えられた。また、2自治体とも、積極的に評価を受ける姿勢の自治体であったことも、事前準備を容易にした要因であると考えられた。

事前準備を要する事項から考えると、多大な負担が生じるとは考えにくいため、評価に対して積極的な姿勢を有している被評価者であれば、必ずしも事前に明確なイメージがなくても第三者評価を受けることは可能と考えられる。ただし、多くの自治体が今回の2自治体のように質の管理の必要性の認識を高く持ち、そのために一定の時間を費やすことに価値を見いだしているとは限らない¹⁾。保健所保健師が述べたように、過去、自治体においては提供するサービスの質の管理ということは意識はされていても、それ自体が管理の対象という考え方自体を持っていない場合がほとんどである。評価を受ける事前準備としては、むしろこの意識の啓発が必要と考えられる。具体的には、質の管理についての理解が可能になるような研修が必要である。

② 評価者

第三者評価で認証を得ることが広告にもつながる事業者にとって第三者評価はインセンティブになるが、競争原理が働かない自治体ではそのインセンティブが働かないため、料金を支払って第三者評価を受ける自治体はごく少数と考えられる。これを考慮すると、特定保健指導の第三者評価を

自治体で実行するためには、評価者も公の機関が住民サービスの基盤整備の一環として行う形態でないと現実的ではないだろう。

市町村にその立場で関与することが可能な機関として想定されるのは県型の保健所と考えられる。ただし、一般市町村の第三者評価において、評価者として加わった保健所職員が述べたように、保健所職員も評価者として入る経験は有していない。そのため、評価者の養成の研修なしには、取り組みの普及は困難と考えられる。

③第三者評価の実施体制

実施に向けて、保健所保健師、政令市自治体保健師の双方から、実施する根拠が求められていた。実施体制として一般市町村に対する第3者評価を県型保健所が行う体制を想定した場合、保健所、市町村のどちらか片方だけが実施意向を有しても実施に至ることは困難である。第三者評価広く取り組まれるためにには、実施の根拠が求められる。具体的には国から第三者評価の取り組みに関する指針等が出されることが必要となるだろう。①の被評価者の準備で課題として述べた市町村職員の質の管理に対する意識は、国からの指針等が示されれば変化が期待できると思われる。

残る点は評価者の育成である。地域保健専門職の現任教育を行う役割を持ち、また広くその内容を普及させる機能を有する機関は、国立保健医療科学院であるため、国立保健医療科学院において研修が行われることになれ

ば、全国への波及が可能となろう。

これらをまとめると、全体の枠組みとして図1が考えられた。一般市町村の評価は県型の保健所が実施する。保健所職員が評価者となるための研修は国立保健医療科学院が提供する。政令市の場合は、多くの政令市は保健センターが特定保健指導の実務部分を担い、本庁の中にそれらを統括する部署を置いている。そこで、評価員である県型保健所の機能は本庁の統括部署職員が担うしくみである。ただしあくまでも継続的な支援者としての評価が重視されることが重要である。また側面的な支援者として、各地域にある大学や県国保連とのネットワークの活用も考慮されてよい。異なった視点、データに基づいた支援も期待されると考えられる(図1)。

E. 結論

- 1 自治体においては、認証を目的とした客観性のある第三者評価ではなく、支援的な第三者評価が受け入れられる。
- 2 国から質の管理に関する指針等が出されることが、波及の前提となる。
- 3 一般市町村の第三者評価者として、県型保健所職員が考えられる。
- 4 質の管理の必要性や方法に関する研修、評価者育成の研修が必要である。

F. 引用文献

- 1) 鳩野洋子.市町村における特定保健
2) 指導の質の管理に関する実態調査.
公衆衛生情報.2009;39(5):44-46.
- 3) 2) 厚生労働省健康局. 標準的な健
診・保健指導プログラム(確定版) .
2007.
- 4) 井部俊子、中西睦子編. 看護マネ
ジメント論. 日本看護協会出版会.
東京. 2007:108-109
- 5) 鳩野洋子. 市町村における特定保
健指導の品質管理システム導入支
援. 森晃爾. 平成21年度厚生労働
科学研究 特定保健指導のアウト
ソーシング先に対する「保健指導
の質の評価ガイド」を利用した質
の管理・促進に関する研究報告書.
2011.

G. 研究発表

- ・山下清香、鳩野洋子、前野有佳里、
久保善子. 自治体における特定保健
指導の質の管理システム導入に関
する意義の検討 ー保健師の認識
の変化からー. 福岡県立大学看護学
部紀要. 9(2) (in press) .
- ・山下清香、鳩野洋子、久保善子、前
野有佳里. 市町村への特定保健指導
の質の管理システム導入支援の試
み - 保健師の認識の変化から -. 第
70回日本公衆衛生学会. 2011年秋田.
第70回日本公衆衛生学会総会収録
集P206

